生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 地球温暖化対策への対応について
- (1)地球温暖化対策を着実に推進するため、温室効果ガス排出量の削減の方向性を示すとともに、その実現に向けた具体的方策を明らかにすること。
- (2) 地球温暖化対策計画を早期に策定し、国と地方自治体の役割について、財源を 確保したうえで具体的に示すとともに、都市自治体の役割に応じた実効性のある 支援策を講じること。
- (3) 都市自治体が計画的できめ細やかな対策を実施することができるよう、必要なデータの提供について、エネルギー事業者に対する一層の指導を図ること。
- 2. 微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染への対応について
- (1) 現象解明を進めるとともに、低減に向けた対策を講じること。
- (2) 精度の高いシミュレーションモデルを構築し、全国一律に周知・運用できる制度を整備すること。
- (3) 都市自治体が行う友好都市等との連携・協力の取組みに対し、支援措置を講じること。
- 3. 水洗化普及率の早期向上や合併処理浄化槽の普及促進等を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備事業に係る財政措置の拡充を図ること。 また、浄化槽法定検査費用に対する助成制度を新設すること。
- 4. アスベストによる健康被害対策について
- (1) アスベスト健康被害について、全面調査を実施し、結果を公表するとともに、 救済制度を拡充すること。
- (2) 中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見(胸膜プラーク等)のある 人に対する健康診断の実施等、恒久的な健康管理システムを創設すること。
- (3) 住民自らが適切に健康管理を行うため、必要なリスク情報を開示すること。

- 5. 豊かな自然環境の保全と再生を図り、将来に向けて継承していくため、永続性の ある施策と十分な財政措置を講じること。
- 6. 地域における湖沼の環境保全について、国において対策を推進するとともに、都市自治体が行う事業に対し、更なる支援措置を講じること。
- 7. 地下水の保全を図るため、揚水規制や水質管理の徹底等に係る制度整備を図るとともに、公共性の高い貴重な資源である点を踏まえ、地下水利用に係る新たな方策を講じること。
- 8. 特定外来生物への対策を強化すること。
- 9. 世界自然遺産登録に向けた地域の取組みに対し、更なる支援措置を講じること。
- 10. 火葬場の整備に対し、財政措置を講じること。
- 11. 公衆浴場営業者の経営安定化のため、更なる支援措置を講じること。
- 12. 食中毒のリスクが高い生食用鶏肉の取扱いについて、早急に実効性ある規制を確立すること。